

## 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、廃棄物の不法投棄の未然防止・早期発見を図るため、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業実施要領に基づく事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

2 この要綱において、「不法投棄」とは、廃棄物処理法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者が行う別表に規定する補助対象事業（以下「補助対象事業」という。）のうち2以上の補助対象事業を行う場合に、各補助対象事業毎の経費のうち必要かつ相当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額は10分の10以内において知事が定める額とする。

### (申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正副各1部とする。

### (補助金の交付条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に規定する各補助対象事業の合計額の20%以内の増減とする。

### (変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第7条 規則第6条第1項第3号により、知事に報告して指示を受けようとする場合は、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業事故等報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、12月31日現在における状況について、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業状況報告書(様式第5号)を1月10日までに知事に提出して行わなければならない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに地域ぐるみ監視体制づくり支援事業完了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 成果報告書
- (2) 資金調達内訳及び経費の配分表
- (3) 領収書又は支払いを証する書類(写)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第13条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに地域ぐるみ監視体制づくり支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(会計帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(消費税及び地方消費税)

第15条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

(別表)

補助対象に係る経費

補助対象事業	経費
1 啓発活動事業	・消耗品費（研修用資料コピー代、啓発チラシ購入費、帽子、たすき、ジャンパー等） ・印刷製本費（ステッカー、パンフレット作成費用等） ・燃料費 ・通信運搬費（各種連絡等経費等） ・その他啓発活動に必要となる経費
2 監視パトロール活動事業	・消耗品費（帽子、たすき、ジャンパー等） ・燃料費 ・通信運搬費（各種連絡等経費等） ・その他監視パトロール活動に必要となる経費
3 地域環境整備活動事業	・消耗品費（軍手などの作業用具、撤去時に使用するゴミ袋、麻袋、立入禁止のロープ等の購入費、撤去後に設置する看板代、作業従事者に対する弁当代等） ・燃料費 ・通信運搬費（各種連絡等経費等） ・保険料（参加住民の傷害保険料等） ・委託料（廃棄物収集運搬費用、廃棄物処分費用、重機が必要な場合の費用等） ・その他地域環境整備活動に必要となる経費

※ 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。

- (1) 各活動に参加する者の日当及び活動に使用する車両損料
- (2) 投棄者等が判明している不法投棄された廃棄物の撤去に係る収集運搬及び処分等の委託料  
ただし、収集運搬及び処分に係る実費としての燃料費は補助対象経費とするものとする。
- (3) 不動産及びその従物の購入費
- (4) 10万円以上の備品の購入費